

特定非営利活動法人 木々の会

## 職員給与規則

(目的)

第 1 条 この規則は、特定非営利活動法人木々の会（以下「法人」という）に勤務する正規職員の労働条件等を定めた「職員就業規則（以下「就業規則」という）で定める職員に支給する給与等に関して必要な事項を定める。

(給与等の種類)

第 2 条 給与等の種類は、基本給、通勤手当、超過・割増賃金、扶養手当、その他手当、夏季・冬季手当、賃金加算金配賦金および退職金とする。

2 基本給、通勤手当、超過・割増賃金、扶養手当、その他手当を毎月の給料として支給する。

(基本給)

第 3 条 基本給は、学歴、資格、職務内容と経験、責任度等を考慮し、別表 1 に示す初任給算定基準を基にして月額をもって定める。基本給の号俸表は別表 3 による。

(通勤手当)

第 4 条 通勤手当は電車、バスなど公共の交通機関を利用して通勤する者に対して、居住地から勤務場所に至る通勤に要する費用の手当で、月額 3 万円を上限として実費を支給する。

2 自家用車等で通勤する場合は別途「自己の自動車等用具を使用して通勤する場合の規定」に従うものとする。

(超過・割増賃金)

第 5 条 所定勤務時間を超え、もしくは法定休日または深夜（22 時～翌日 6 時）に勤務した場合は、次の算出式によって計算した割り増し賃金を支給する。但し、「本給」とは、該当する「その他手当」の金額を基本給に加算した金額をいう。

時間外勤務 割増賃金  $(\text{本給} / 136) \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$

法定休日勤務 割増賃金  $(\text{本給} / 136) \times 1.35 \times \text{法定休日勤務時間数}$

深夜勤務 割増賃金  $(\text{本給} / 136) \times 1.50 \times \text{深夜時間勤務時間数}$

2 施設長（管理者を含む、以下同）を含む職員が施設利用当事者と共に合宿、旅行等のレクリエーション活動あるいは研修等の宿泊を伴う業務に従事した場合は、宿泊日に 4 時間分、翌日が所定休日のときは更に追加して 3 時間分の時間外勤務割増賃金を支給する。施設長の場合は該当分を特別手当に加算して支給する。

3 第 1 項に関わらず所定勤務時間を超えても 1 日 8 時間または 1 週間に 40 時間を超えない時間外勤務時間（法定内時間外勤務）は「 $(\text{本給} / 136) \times \text{時間外勤務時間数}$ 」の超過賃金を支給する。

4 法定内時間外勤務時間数、時間外勤務時間数、法定休日勤務時間数および深夜時間勤務時間数は各々分単位で月間集計を行い、端数が 30 分未満の場合は切捨て、30 分以上の場合は 1 時間切り上げて各超過勤務時間数を算出する。

(扶養手当)

第 6 条 職員が扶養する配偶者と子供（18 才以下）を対象とする。金額は別表 2 に示す。

(その他手当)

第7条 施設長は手当を支給する。金額は理事会の承認を得て決定する。

2 グループホーム勤務の職員が夜間・休日連絡用の携帯電話を保持する場合は、月単位で月額5,000円を支給する(超過・割増賃金の本給加算対象)。

(夏季・冬季手当)

第8条 夏季・冬季手当は賞与として、6月、12月の年2回支給する。

2 当手当の支給に関して、支給日の当日に6ヶ月以上在籍し、過去6ヶ月間8割以上勤務した場合に支給する。休業等で6ヶ月に満たない場合は月割計算により支給するものとする。

(給料の支払い方法)

第9条 給料の支払いは、通貨で、直接職員に、その全額を支払うものとする。

ただし、次に掲げるものは控除するものとする。

(1) 所得税及び住民税

(2) 健康保険料(介護保険料を含む)、厚生年金保険料、雇用保険料

2 職員が申告した金融機関の本人名義の口座への振込により支払うものとする。

(給料の支払日)

第10条 給与の計算期間は、毎月21日から翌月20日までを一期間として行い、支給日は毎月25日とする。ただし、支給日が休日の場合は、その前日とする。

(給料の日割り控除)

第11条 月の途中で新任または退職した職員については、日割計算にて給料を支給するものとする。

2 月の内、欠勤した日数に対しては日割計算により控除する。

第12条 職員が在職中に死亡した時は、当月分の給料を全額支給する。

(昇給)

第13条 昇給は毎年4月に行う(定期昇給)。昇級は年1号俸とする。

2 定期昇給は過去6ヶ月以上勤務した職員に対して行う。就業規則「特別休暇」で定められた期間は勤務月数に含める。

3 職員が、在職中に基本給で定められた資格および学歴を取得した場合は、取得期日以降の最も近い定期昇給時に所定の号俸の昇給を行う。

(退職金)

第14条 退職金については、別途「木々の会 職員退職金規則」に従うものとする。

(賃金加算金配賦)

第15条 賃金加算金配賦については、別途「木々の会 賃金加算金配賦規則」に従うものとする。

(改定)

第16条 この規則を改廃しようとする場合は、理事会において承認を得なければならない。

付則 この規定は、平成7年4月1日より実施する。

この規定は、平成14年6月15日に改正し、施行する。

この規定は、平成16年12月14日に改正し、施行する。

この規定は、第2条の改正及び第7条の追加による条文の繰り下げを行い平成21年9月24

日に改正し、平成20年4月1日に繰り上げて施行する。

この規定は、第3条で規定している別表3を平成22年3月4日に改正し、平成22年3月21日より施行する。

この規定は、第2条を改正及び第7条の追加による条文の繰下を行い平成22年10月28日に改正し、平成22年4月1日に繰り上げて施行する。

この規定は、第14条を平成23年2月3日に改正し、施行する。

この規定は、別表4における誤記を、平成23年3月10日訂正し、施行する。

この規定は、別表1における基礎給号俸の変更（1号俸加算）および本文の改正を平成29年7月6日に行い平成29年4月1日に繰り上げて施行する。

この規定は、2019年1月7日に職員就業規則の改定および職員退職金規則の施行に合わせ以下を改正し、施行する。

- 規則名称を「地域活動支援センター職員給与規則」から「特定非営利活動法人木々の会 職員給与規則」に変更し第1条表記も変更
- 第4条に2項を追加し「自己の自動車等用具を使用して通勤する場合の規定」を参照
- 第5条の「就業規則」参照条項番号を改定後の就業規則の番号に変更
- 第7条2項の「およびアルバイト職員」を削除
- 第15条の退職金条項を別途「木々の会 職員退職金規則」参照に変更、それに伴い本規則の別表4を削除

この規定は、2019年4月1日に以下を改正し、施行する。

- 第2条から宿泊手当を削除
- 第5条第1項に法定休日を明記、深夜勤務の割増賃金を追加、第2項を追加して宿泊を伴う業務の割増賃金を規程
- 第7条（宿泊手当）を削除、以降、条項番号の繰り上げ
- 第8条第2項に8割以上勤務で支給を追記

この規定は、2020年1月6日に以下を改正し、施行する。

- 第2条の「割増賃金」を「超過・割増賃金」に、「施設長手当」を「その他手当」に変更
- 第5条に第3項（超過賃金の規定）を追記
- 第7条の見出しを（その他手当）に変更し、第2項（携帯電話の保持手当）を追記

この規定は、2020年10月29日に以下を改正し、施行する。

- 第2条に「賃金加算金配賦金」を追記
- 第16条を第17条に繰り下げ第16条に「賃金加算金配賦」条項を新規に策定

この規定は、2023年4月1日に以下を改正し、施行する。

- 第4条の通勤費月額上限を3万円に変更
- 第5条1項の「本給」にその他手当加算がある場合を追記
- 第5条4項（超過勤務の分単位集計）を追記
- 欠落していた第10条を入れて条項番号の降り直しを実施
- 別表1の短大・専門校卒号俸を15号、高校卒を13号に変更
- 別表3の基本給の号俸一覧表を変更

別表1 初任給算定基準表

採用区分		名 称	算定基準	(号俸)	
期 中 採 用 者	新 規 採 用	1. 基礎給	大学（4年制）卒	22才	17号
			短大・専門校卒	20才	15号
			高校卒	18才	13号
	中 途 採 用 者	3. 前歴加算	イ. 精神保健・医療・福祉勤務年数 *0.8		合計した号俸 号*
			ロ. イ 以外の医療・福祉勤務年数 *0.6		
			ハ. イ、ロ 以外の勤務年数 *0.4		
		4. 調整給	特別に考慮が必要なとき		号俸
		2. 資格給	精神保健福祉士		1号

初任給： （1～4）項の合計 \_\_\_\_\_ 号俸

注記： （\*）の算出において端数は切り捨て。

別表2 扶養手当

扶養家族	扶養手当（円）
配偶者	10,000
子供 1人につき	5,000

別表3 基本給の号俸給一覧表

号俸	標準 年齢	新卒	給与テーブル (給与・賞与用)	
			月額	昇給差
			13	18
14			178,800	3,200
15	20	短大	184,300	5,500
16			188,700	4,400
17	22	大学	197,600	8,900
18	23		201,200	3,600
19	24		205,100	3,900
20	25		209,100	4,000
21	26		213,300	4,200
22	27		217,600	4,300
23	28		222,000	4,400
24	29		226,400	4,400
25	30		230,900	4,500
26	31		235,500	4,600
27	32		240,100	4,600
28	33		244,800	4,700
29	34		249,300	4,500
30	35		253,800	4,500
31	36		258,100	4,300
32	37		262,300	4,200
33	38		266,100	3,800
34	39		269,800	3,700
35	40		273,200	3,400
36	41		276,500	3,300
37	42		279,700	3,200
38	43		282,900	3,200
39	44		285,900	3,000
40	45		288,900	3,000
41	46		291,900	3,000
42	47		294,900	3,000
43	48		297,700	2,800
44	49		300,600	2,900
45	50		303,200	2,600
46	51		305,900	2,700
47	52		308,500	2,600
48	53		311,100	2,600
49	54		313,500	2,400
50	55		315,600	2,100
51	56		317,800	2,200
52	57		320,000	2,200
53	58		322,100	2,100
54	59		324,300	2,200
55	60		326,200	1,900
56	61		328,100	1,900
57	62		330,100	2,000
58	63		331,800	1,700
59	64		333,600	1,800
60	65		335,300	1,700